

議事録

第 17 期名護市農業委員会
第 21 回 総 会

令和 4 年 5 月 27 日 (金)

名護市農業委員会 第21回総会

開催日時 令和4年5月27日（金）午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	◎

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 獻	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	○	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	×						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第123号 農地転用事業計画変更承認申請について
第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第126号 農用地利用集積計画の意見決定について
第127号 非農地証明願いについて
第128号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第129号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
報告 農地法第3条許可取消し願いについて
報告 農地法第5条許可取下げ願いについて

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 11 番、12 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 21 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用内、面積 3,480 m²(4 筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 180 日。計画作物はコーヒー。

整理番号 2 番 農用外、面積 1,099 m²(2 筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 150 日。計画作物はバナナ。

整理番号 3 番 農用内、面積 337 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 250 日。計画作物は菊となっております。

整理番号 4 番 農用内、面積 1,818 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 180 日。計画作物はバナナとなっております。

整理番号 5 番 農用内、面積 989 m²。規模拡大のための無償移転。従事者 3 名、主従事日数 200 日。計画作物は琉球ヨモギとなっております。

整理番号 6 番 農用内、面積 3,716.40 m²(2 筆合計)。規模拡大のための地上権。

整理番号 7 番 農用内、面積 3,716.40 m²(2 筆合計)。規模拡大のための使用貸借権。従事者 1 名、主従事日数 150 日。計画作物はコーヒー、整理番号 6 番と整理番号 7 番は、同一の土地であり、後ほど説明する 5 条申請の整理番号 9 番と同時申請となっています。6 番の地上権については農地の上部分に設置するソーラーパネルの申請、7 番はソーラーパネルの下で栽培するコーヒーの申請となっています。

整理番号 4 番についてですが、譲受人の方が持っている農地だけでは下限面積の要件を満たすことが出来ず、それを満たすために県外に住む兄弟が持っている農地の耕作証明書を添付しているが、事務局としては、否決相当だと考えています。

議長	事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号 4 番以外を可決としてもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

(第 123 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局	整理番号 1 番 農用外、面積 448 m ² 。当初転用計画は、資材置場。カテゴトレーラーの製作・販売として土地を有効活用するための申請。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2 ha となっております。 整理番号 2 番 農用外、面積 3,904 m ² 。当初転用計画は、資材置場。事業拡大に伴う資材の保管場所の確保のための申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2.9 ha となっております。農地法 5 条整理番号 1 番と同時申請となっています。 整理番号 3 番 農用外、面積 297 m ² 。当初転用計画は、一般住宅。市営団地新築工事にあたり、事務所兼駐車場確保ための申請。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっております。農地法 5 条整理番号 2 番と同時申請となっています。 整理番号 4 番 農振外、面積 331 m ² 。当初転用計画は、一般住宅。土地の有効利用を図るため、個人住宅用地としての申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 1.3 ha となっております。農地法 5 条整理番号 4 番と同時申請となっています。 整理番号 5 番 農用外、面積 991 m ² 。当初転用計画は、資材置場。土地を有効活用するため分譲による一般住宅、自社倉庫としての申請。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2 ha となっております。農地法 5 条整理番号 8 番と同時申請となっています。
-----	--

議長	事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
委員	異議なし

(第 124 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 723 m² の内 79.73 m²。位置指定道路の申請。
農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 125 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 3,904 m²。倉庫及び資材置場での賃貸借。
農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2.9 ha となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 297 m²。貸し駐車場及び貸し資材置場での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっております。事業計画変更整理番号 3 番と同時申請となっています。

整理番号 3 番 農用外、面積 236 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 5.6 ha となっております。

整理番号 4 番 農振外、面積 331 m²。一般住宅としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 1.3 ha となっております。事業計画変更整理番号 4 番と同時申請となっています。

整理番号 5 番 農用外、面積 529 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号 6 番 農用外、面積 569 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。

整理番号 7 番 農用外、面積 1,157 m²(2 筆合計)。介護施設での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 3.3 ha となっております。

整理番号 8 番 農用外、面積 991 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2ha となっております。

整理番号 9 番 農用内、面積 8,420 m² のうち 19.59 m²(2 筆合計)。農地区分は農用地区内農地。営農型発電設備での使用貸借権となっております。

事務局 整理番号 10 番 農振外、面積 918 m²(3 筆合計)。貸し駐車場及び貸し資材置場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中層住居専用地域)となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(第 126 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 5 月 24 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 2 名。譲受人 2 名。設定筆数 4 筆、面積 75,097 m²。内 賃借権 3 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番～3 番 4 年 10 ヶ月の解除条件付き賃借権。予定作物は花卉。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番 所有権移転。予定作物はパイン。稼働日数は 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 127 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 1667 m²(2 筆合計)。当該地は 40 年以上農地として耕作されていない土地であり、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 1879 m²。当該地は 20 年以上前から山林化した荒れ地で農地として耕作されていないため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

事務局 整理番号 3 番 農用外、面積 495 m²。当該地は進入路のない袋地で、15 年以上農地として耕作されていないため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農振外、面積 617 m²(2 筆合計)。当該地は進入路のない袋地で雨天時には水路化し溜水の解消まで数週間要する土地であるため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 5 番 農用外、面積 8.49 m²。当該地は小面積の土地となっており、農地としての利用は困難であるため、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用外、面積 8.49 m²。当該地は小面積の土地となっており、農地としての利用は困難であるため、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 128 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について)

(第 129 号 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について)

事務局 議案第 128 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに、議案第 129 号 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明をします。1 ページは、令和 4 年 4 月 1 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますので説明は割愛させていただきます。後ほど、お目に通し願います。

1. 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

1 現状及び課題

管内の農地面積 1,240ha。これまでの集積面積 93.89ha。集積率 7.57%。

2 目標

農地面積 1,240 ha。今年度末の集積面積(累計)274.04 ha。(目標)今年度末の集積率 22.10%。

(2) 遊休農地の解消

1 現状及び課題

遊休農地面積 328.24 ha(うち緑区分 163.91 ha、黄色区分 164.33 ha)。

2 目標

緑区分の解消目標面積 32.78 ha

事務局 (3)新規参入の促進

1 現状及び課題
令和元年度新規参入者 14 経営体・16 ha。令和 2 年度新規参入者 14 経営体・8 ha。令和 3 年度新規参入者 32 経営体 19.52 ha。

2 目標
6.16 ha

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標
一人当たりの活動日数 10 日／月
最適化活動を行う農業委員の人数 12 人
農地利用最適化推進委員の人数 13 人

(2) 活動強化月間の設定目標
活動強化月間の設定回数 4 回

(3) 新規参入相談会への参加目標
新規参入相談会への参加回数 1 回

以上が、令和 3 年度の活動点検・評価、令和 4 年度の活動計画となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 3 条の取り消し願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 821 m²。売買契約が不成立のため。

(報告 農地法第 5 条の取り下げ願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 1,099 m² (2 筆合計)。土砂の流出等が懸念される事から転用計画の断念。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 21 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 仲原 由香里 印